

岩手県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
イオンスーパーセンター一関店薬局	一関市狐禅寺字石ノ瀬11番地1	令和7年3月1日
両川歯科医院	遠野市穀町7番地39	令和7年4月1日
薬王堂薬局オアシスタウンやはば店	紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割12番地4	〃
東八幡平病院（歯科を除く。）	八幡平市柏台二丁目8番2号	〃
東八幡平病院（歯科に限る。）	八幡平市柏台二丁目8番2号	〃
久保田歯科医院	一関市上大槻街4番45号 タケモトマンション1階	令和7年4月11日